

愛荘町では 「空き家」を募集しています！



愛荘町では、町内における空き家の有効活用と移住交流による地域の活性化を図るため、愛荘町商工会と協力し、**空き家等情報登録制度（空き家バンク）**を設けています。

空き家を「売りたい」「貸したい」と考えておられる所有者の方は、ぜひ愛荘町役場みらい創生課までご連絡ください。

空き家所有者

- ① 空き家の登録申込
- ② 交渉・契約



空き家バンク(愛荘町)

町ホームページなどで登録された物件の情報を提供します

協力業者

愛荘町商工会から派遣された宅地建物取引業者が仲介をします

利用希望者

- ① 登録物件情報の閲覧
- ② 交渉・契約



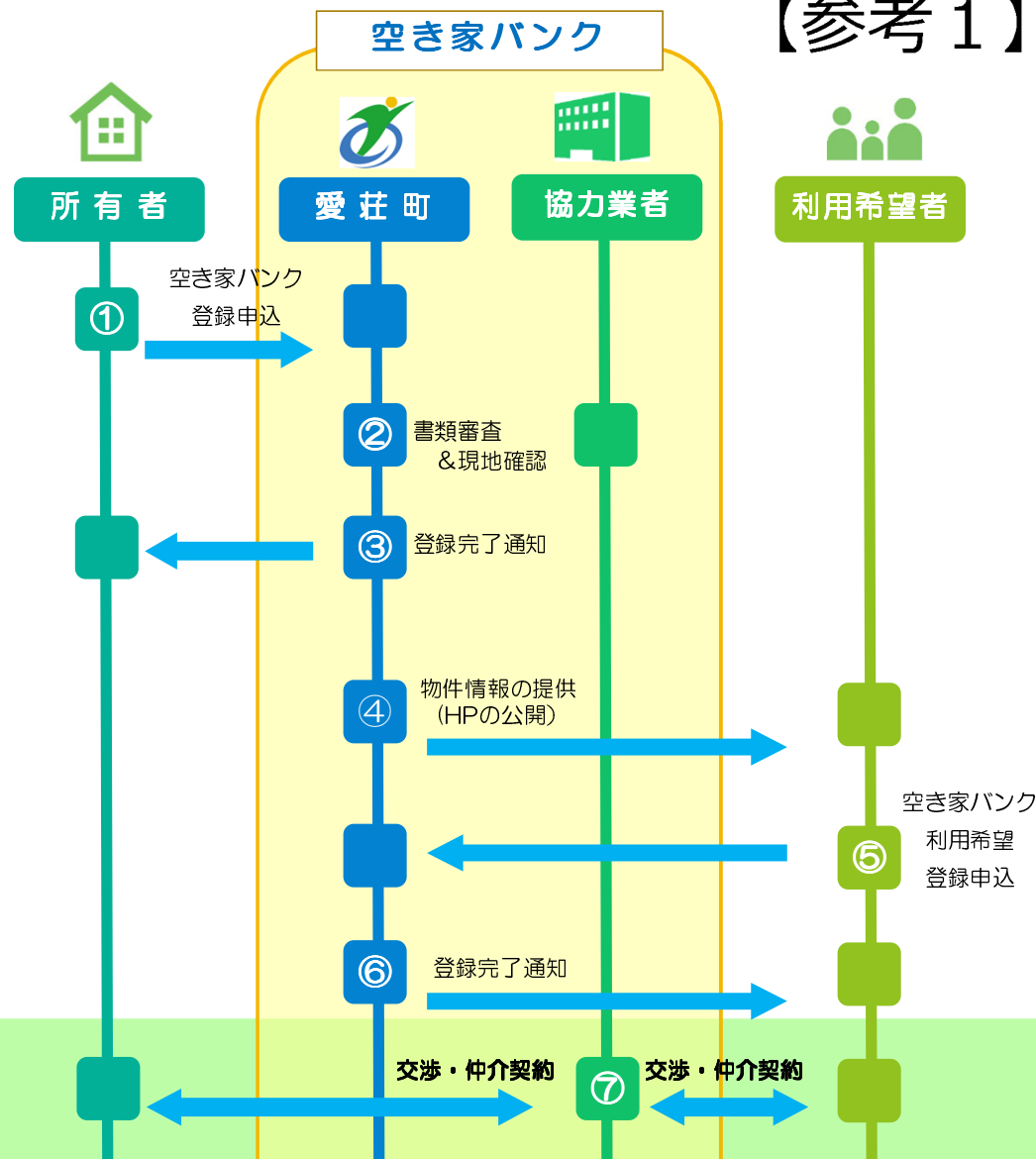
【お問い合わせ先】愛荘町役場みらい創生課

電話：0749-29-9046 FAX：0749-42-7377

Mail：seisaku@town.aisho.lg.jp

空き家等情報登録制度（空き家バンク）の流れ

【参考1】



※利用上の注意

- 当制度は、空き家等情報（売買・賃貸）を収集・登録し、愛荘町への移住定住等を希望されている方に空き家等の情報を提供するものです。
- 町は、空き家等の情報を移住定住希望者に紹介しますが、物件の斡旋や仲介等はいりません。物件に関する交渉や契約等は、愛荘町商工会から派遣された宅地建物取引業者の仲介で行っていただきます。



空き家に関する補助金制度 をリニューアルしました！！

令和6年3月6日に空き家等利活用推進補助金の交付要綱を改正しました。

【主な改正点】

- 補助上限額の変更、加算措置要件の拡充
- * 補助金交付要綱を改正していますのでご注意ください。



空き家等改修費補助金（所有者・利用者どちらでも活用可能）と
空き家等家財処分費補助金（所有者のみ活用可能）があります。

*** 愛荘町空き家等情報登録制度（空き家バンク）に登録されている物件に限り、利用可能です。**

※当制度は、同一の空き家に対して1回限りの補助となり、工事等は町からの交付決定の通知を受けてから着手することになります。

※改修工事の完了は3月15日が期限です。余裕を持ったスケジュールで申請をお願いします。



【申請者が所有者の場合】

- 改修事業・・・補助上限額：100万円
※事業費に対して2分の1の補助
- 荷物処分事業・・・補助上限額：10万円
※事業費に対して2分の1の補助

【申請者が利用者の場合】

- 改修事業・・・補助上限額：200万円
※事業費に対して2分の1の補助
- 最大補助上限額を100万円加算措置（要件有）

申請書はコチラから！



愛荘町ホームページ
空き家情報登録制度

https://www.town.aisho.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/akiya/1283.html

◆ 加算措置の内容 ◆

要 件	加算金額
(1)子育て世帯の場合	30万円
(2)町外から町内へ転入する場合	20万円
(3)町内で転居する場合	20万円
(4)多世代が同居する場合	50万円
(5)前住居を除却する場合（転居の場合に限る）	50万円
(6)耐震工事を実施する場合	100万円
(7)指定する区域内へ出店する場合	100万円
(8)指定する区域外へ出店する場合	50万円



どんな要件・・・？

例えば・・・

- ①中学生以下のお子様がいる方が、空き家バンクで町内の住宅を取得した場合
30万円 + 20万円 = **50万円の加算**
- ②町内で転居する方が、耐震改修を実施する場合
20万円 + 100万円 = 120万円
加算措置の合計は100万円までなので、**100万円の加算**
- ③町が指定する区域内の空き家等に出店する場合、**100万円の加算**
※詳細は、補助金交付要綱をご確認ください。

